

質 問 回 答

【質問1】

今回委託予定債権の合計と内訳の件数・金額をそれぞれご教示下さい。

- ①今回委託予定債権の合計の件数・金額
- ②既に弁護士事務所に委託している債権で再委託予定債権の件数・金額
- ③今まで委託したことのない新規委託予定債権の件数・金額

【回答1】

以下、全て令和7年2月13日時点での数値であり、実際に令和7年4月以降に委託する際には増減する場合があります。なお、件数及び金額は概算数値になります。

○附属病院

- ① 241件・17,695,837円
- ② 208件・14,715,247円
- ③ 33件・2,980,590円

○紀北分院

- ① 92件・618,630円
- ② 67件・468,630円
- ③ 25件・150,000円

【質問2】

仕様書記載1について、受託者に委託する債権のうち、以下の条件に該当するものの金額及び件数をご教示ください（概算でも構いません）。

- ①契約開始時点で委託予定の債権
- ②上記①のうち、令和6年度までに外部機関に委託されている債権
- ③上記①のうち、弁済期から5年以上経過している債権

【回答2】

以下、全て令和7年2月13日時点での数値であり、実際に令和7年4月以降に委託する際には増減する場合があります。なお、件数及び金額は概算数値になります。

○附属病院

- ① 241件・17,695,837円
- ② 208件・14,715,247円
- ③ 50件・5,848,907円

○紀北分院

- ① 92件・618,630円
- ② 67件・468,630円

③ 47件・189,710円

【質問3】

仕様書記載2（5）について、報告の様式は、仕様書記載の報告事項を網羅している限り、受託者の様式を使用してよいものと理解してよろしいでしょうか。

【回答3】

そのとおりです。

【質問4】

仕様書記載5（1）について、病院様から受託者に個人情報を提供される際の様式は、変更不可能なものとして既に定められているか、病院様と受託者との協議により定めることができるものであるかどうか、ご教示ください。

【回答4】

当院と法律事務所様との協議で定めることができますものになります。